



原子力損害の賠償請求は お済みですか？

私、全部請求
したかな？

まだ賠償請求
できます！

時間が経てば経つほど、
証拠書類が集めにくくなります。

例えば、以下に該当する場合など、
請求漏れがないかなどの確認をお願いします。



亡くなった
ご家族の
賠償が残っ
ている

通院費や
給与等の減収分の
賠償が最後まで
済んでいない

事故当時に
子どもや妊婦
だった
※慰謝料が加算され
る場合があります

事故当時
借家だった方で
住居確保損害が
未請求

「請求漏れがあるかもしれない」と思ったら、
まずは、お電話ください。



無料電話相談

原子力損害賠償・廃炉等支援機構



法律に基づき設立された法人であり、原子力損害賠償の法律相談等を実施しています。



0120-013-814

10:00~17:00 月~土
(祝休日、12/29~1/3を除く)

※このお電話で、原子力損害の賠償に関する相談、文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）等の適切な窓口の案内をいたします。

※NDFでは、請求状況チェックリストを配布しており、その確認方法も案内しております。

※賠償金額に納得がいけない等の場合には、ADRセンターのご利用をおすすめいたします。

身近な方でお困りの方がいらっしゃいましたら、電話相談のご案内をお願いします。

令和3年3月で、東京電力福島原発事故から10年となります。

- ・時効の期間は、損害を知った時から10年間となります。
- ・東京電力は時効に関して柔軟な対応を行う旨、公表しています。
- ・事故後10年が経過したからといって、請求ができなくなるとは限りません。
- ・請求手続き中に時効で請求できなくなる、ということはありません。

個別の事情により、時効に関する対応が異なることがありますので、
法律の専門家へのご相談をおすすめします。



詳しくは ▶

東電原発事故時効

検索